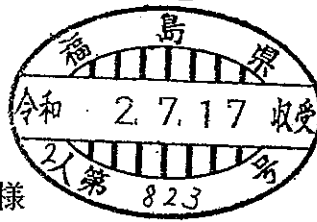




2 行 推 第 2 号  
令和 2 年 7 月 1 7 日

福島県行財政改革推進本部長  
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会  
会長 今野 順夫



### 行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

また、同運営方針の見直しについては、「次期総合計画」の内容や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえながら検討していく必要があるため、現在の運営方針の期間を1年間延長することに異議はありません。

なお、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

#### 記

- 1 復興・創生の着実な推進と多様な行政需要への対応のため、必要となる財源について引き続き国に強く働き掛け、十分な予算を確保するとともに、適切な予算執行に努めることが求められる。
- 2 復興・創生業務等を適切に執行するため、引き続き必要な人員の確保と人材の育成に取り組むとともに、外部人材の効果的な活用を進めるほか、アウトソーシングの推進に当たっては、必要性や効果などを適切に見極めながら、実施していくことが求められる。
- 3 市町村によって復興の進捗状況が異なることから、地域の要望に基づき、避難12市町村の広域連携や市町村間の連携について、積極的かつ具体的な議論の牽引役を務めることが求められる。
- 4 原子力発電所事故に伴う風評の払拭、風化の防止及び認識のアップデートに向けて、福島県の魅力や安全・安心に関する情報等を、国内外に効果的かつ積極的に発信していくことが求められる。
- 5 公務能率の向上等に向けて、ペーパーレス化や在宅勤務等のICTを活用した環境の整備に努めるとともに、円滑な業務の遂行等に向けた業務や情報の見える化・共有化が求められる。
- 6 現運営方針の見直しに当たっては、これまでの取組状況を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等を把握、整理した上で、各種事業の目標や成果等を明確にしなが、次期総合計画と連動して検討を進めることが求められる。